



Title	臺灣と沖縄
Author(s)	渡邊, 侃
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 91-122
Issue Date	1939-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10666">https://hdl.handle.net/2115/10666</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_p91-122.pdf



# 臺灣と沖繩

## 渡邊侃

滿洲事變以來本邦の學界・經濟界並びに政界に起り又は起りつゝある問題の一つは外地の内地化である。其の表現は農林省に關係ありし又はある人々が臺・鮮・滿の各地に進出することである。外地も亦意識的に又は無意識的に内地化することを希望して居る。此の際過去の回顧なり將來の展望を試みるのは無意味ではなからう。明治維新前の植民地なる沖繩、日清戦争前の植民地なる北海道<sup>1)</sup>、其以後のそれなる臺灣<sup>2)</sup>を見ることが曩から引續いての私の試みとなつた。勿論覺書以上のものではないが學者の參考とならば幸甚である。

本稿を編むにあたり、昭和十一年臺灣にて御厄介になつた臺北帝大教授奥田彥氏、臺灣總督府技師鈴木眞一郎氏、同高雄技師犬飼圓碩氏、當時同技手小橋清茂氏等、又昭和十二年沖繩で御厄介になつた當時同縣技師白根綽氏等に御禮を申し上げる。

### 一、臺灣

#### 住民問題

臺灣は日光と雨濕に恵まれたる土地で其の耕地の一定面積の發揮し得べき生産力は北海道に三倍し府縣に二倍する筈である。農業經營の單位面積の如きは其の反比例に減じてよい理である。然るに臺灣の農業經營耕地反當生産額は府縣のそれに及ばず、又其一經營當りの平均面積は府縣に比すれば二倍位あるのである。臺灣が日本本

1) 渡邊侃 北海道及樺太農業の展望 日本農業の展望昭和十一年  
2) 同 臺灣と北海道の生産力比較 法經會論叢第五卷昭和十二年

州を中心として考ふれば邊境であり一種の植民地たる故に、未だ經營が粗放であつて今後の開發に俟つものは多大であるが、現在に於て甚だ餘裕ある恵まれたる状態にあることは否定出来ない。問題は此の恵まれたる生産力が如何に利用開發さるべきかにある。

領臺以來四十年、今日の臺灣は偉大なる生産力を發揮しつつある。千三百萬擔の砂糖は本邦需要一千萬擔を充し其消費税は一億圓に昇り中央政府の財政を潤して居る。九百萬石の米、二十六億斤の甘藷、二千五百萬圓餘の果實蔬菜類は島民を養うて餘りあつて府縣に移出される。

臺灣の住民は五百萬人、其大部分は對岸支那より移住し増殖した漢民族であつて、僅かに二十數萬人が大和民族、更に十餘萬人が固有の高砂族であるに過ぎない。大和民族は總督府官吏や製糖會社役員等が主であつて、農・工・商に従事するものは比較的少い。高砂族は主として山地に住み少數の平地蕃人は低級な勞働者たるに過ぎない。大多數は漢民族なる本島人であつて其の過去からの勢力と健康勤勉と無比なる繁殖力と〔註一〕旺盛なる生命力〔註二〕によつて農・工・商の實業に於て抜くべからざる位置を確保し擴充して居る。

〔註一〕 人口増殖率の比較（日本國勢圖會による）人口千中

	出		生		死		亡		差		増	
	大正十一	十五	昭和二一	二六	大正十一	十五	昭和二一	二六	大正十一	十五	昭和二一	二六
日本内地	三四、五	三三、一	三三、一	三三、一	三三、一	三三、一	一九、四	一三、三				一三七
朝鮮本地人	三七、六	三七、二	三〇、九	二二、四	二二、四	二二、四	二二、四	一六、七				一五八
臺灣本地人	四二、八	四四、四	三三、一	三二、二	三二、二	三二、二	二二、二	一七、七				三三四

之で見ると臺灣本島人の人口増殖は内地を凌駕し恐らく世界無比である。×

〔註二〕 總督府官房調査課「臺灣住民の生命表」（昭和十一年）によると本島人の零歳に於ける死亡率は男子〇、一七四三二女子〇、一四五三八で内地に於ける内地人のそれは男子〇、一四〇一〇女子〇、一二四一四で本島人は著しく高い。本島人死亡率は男子十二歳まで、女子は九歳まで内地のそれより高率であるが、其後内地人の死亡率は急激に増加し本島人の

×之に關しては 井口東輔 臺灣人口の現在及將來 日本人口問題研究第二輯 昭和九年なる詳細の研究あり。

それを遙かに凌駕する。内地人の青年期に於ける死亡危険は本島人のその五割増に達する。唯其以上男子二四歳以上女子二九歳以上の死亡率は本島人が高いのである。即ち本島人は小兒死亡率が高く一般に短命を免れぬが、内地人の如き青年時代の死亡と云ふ不自然、不經濟がないのである。

領臺以來内地人の移住が企てられなかつたではない。民營及官營の移民が幾分行はれたのであるが、「内地農民政任事業は：主として糖業資本によりて企てられ殆んど全く甘蔗栽培を目的とせるものであつた。而して：移民事業失敗の根本原因も亦こゝに存する……蓋し農村建設の基礎は食糧自給に存し……最初より甘蔗栽培を主業とせば農民の生計は製糖會社の採算に司配せられ……製糖會社對蔗作農民關係の本質が寧ろ農業労働者雇傭關係に近く、甘蔗買收價格は往々農民の生計を維持するに困難なるほどに低く定められるので……蔗作中心の内地人移民計劃が全然失敗に歸せることは怪しむに足りない……移民村經濟狀態は米作の程度に伴ひ、最も成績の良好なる吉野村に於てすら大正十二年米作發達以來始めて稍々生色あり定着の風を見るに至つた……」<sup>3)</sup>

移民は先住人の居ない所を開墾して移民村を建設する方法を取り、先づ東部臺灣に行ふたものである。然るに東部臺灣は交通不便で衛生状態悪しく病者死者も多く出た。颱風の害も受けた。現住者は東部臺灣を通じ八百戸三千五百人位である。開墾地は一萬町歩に達しない。西部臺灣では普通の耕地は剩すところがないから、從來利用の届かなかつた季節風の強く吹く臺中州北斗郡沙山村だとか、治水の結果所謂浮覆した廢川地域の高雄州屏東郡日出村外數ヶ所の土地（地圖參照）を利用し移民村とする。特に後者は昭和二十年迄に七百餘戸を入れ三千數百町歩を利用せしむるものである。前者は甘蔗後者は煙草を主作とする。移民村は密居制で、それに主として煙草耕作指導の爲め、四十戸毎に一人の指導者を配置し、煙草の耕作・收穫・乾燥其他につき指導されることになつて居る。一般耕作方法も基準が作られる「移民は入植後大體二ヶ年間に開墾を了し左の基準に據り農業經營をなすものとす」。「移住地は既墾地の指示がある。土地は五甲歩で、なるを以て移民は入植後直ちに左の耕程式に

3) 矢内原忠雄 帝國主義下の臺灣 昭和四年

4) 臺灣總督縣殖産局 臺灣農業移民概況 代謄寫印刷物昭和十一年

基づき農業經營をなすものとす」等一定の輪作式を指定してあるから作物面積は例へば煙草一甲、甘蔗一甲、甘藷一甲、水稻六分、小麥六分（沙山村）の如くなる。移民は移住後直ちに移住組合を設立し移民の共同的事務の處理並移民指導に便せしめる。

昭和十一年に於ける日出村移民の經濟計劃

土地一戸分五甲歩

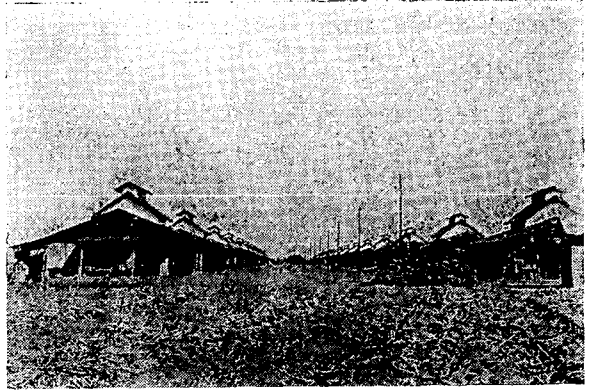
耕地四、三五甲 丙三、九〇甲煙草を主作し落花生・甘藷・甘蔗を輪作す〇、四五甲には一期二期兩期共水稻を栽培す。

非耕地〇、一五住宅地共有地〇、五〇其生産物は共同保管し主として備荒貯蓄の用をなさしむ。

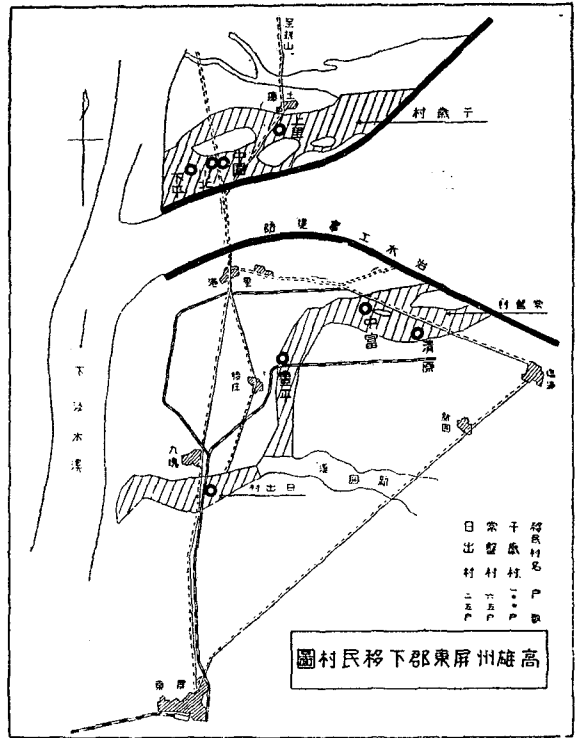
收支經濟

	甲	步	甲	當	收	收	入	支	出	利	益
煙草		一、三〇		一、一三九、八三			一、九三一、八六		一、〇〇、九〇		八三一、九六
落花		一、三〇		穀付二二石、莖一萬貫			一七、〇〇		一〇〇、〇〇		一六、〇〇
甘藷		一、〇〇		藷二萬斤、蔓一萬一千斤			一八五、三三		一三三、七三		五一、九八
甘蔗		〇、六五		莖三十四萬斤、葉三萬八千斤			二七三、〇〇		一六四、七三		一〇八、二八
水稻		〇、九〇		四千斤			二八八、〇〇		一五三、七三		一三四、二七
計							二、九五二、二二		一、二二〇、八〇		一、七三一、四二

之に對する總督府の補助は（家屋煙草乾燥室を含む）建築費千五百圓内外〇五割位補助するを主とし飲料水施設費・荒開墾費・農具費及役畜費・醫療費に及び府縣よりの汽車汽船賃は半額位である。移民指導所・小學校・同宿舍・灌溉施設・排水施設は官營である。



(高雄州日出村)  
昭和十年度入村せる煙草乾燥室併置移民家屋



移民の根本的困難は氣候が府縣と著しく異り高濕多濕なること、マラリアの如き病氣が起ることであらう。此の困難は沖繩縣人の如きには少い理である。然るに沖繩縣人は他の府縣人の如く扱はれて居ない様である。私をして曰はしめよ。煙草と云ふものはコロンブスの亞米利加發見以來植民とは關係厚きものゝ様であり、其の耕作は計算上有利であらうが、労働が集約化されねばならぬもので、植民者向でない。其の栽培製造は土人や貧農のやることになつて居る。尙煙草耕作地は有機物に乏しく地味瘠薄な砂礫地であることが多い。加ふるに煩

鎖な指導をせらるゝ様なことでは自由による發達は出来ない。移民村の根本的缺陷は密居制にあるかと思はれる。(寫眞参照)もつと獨立と自由とを以てせねば植民は成功するものではない。

### 財政問題

臺灣に於ける内地人は農民又は商工業者として地歩を占むることは困難である。先にも云ふた様に總督府其他の行政關係の官職に就くもの並びに製糖其他の大會社の職員となつて働くものゝ外は内地人は少いのである。官僚と資本との形で臺灣社會に参加するのである。之を帝國主義とか資本主義とか云ふ必要は別にない。唯其經濟的表現が總督府專賣と云ふ様なもので出て居ることを考へれば足る。曩には樟腦・阿片が、次に煙草・酒が、更に鹽は古くから、米は現在計劃され、或は將來砂糖が專賣同様になるかも知れぬ。即ち特産、嗜好品から普通品生活必需品に及ぶわけである。内地に未だ行はれぬ專賣は酒である。米は臺灣でも未だ專賣を行はれて居ないし、これから行はんとするものも專賣とは云はず移出管理と云ふて居るが、專賣の一種であるから内地の專賣論者等の參考となるであらう。

杉本良氏<sup>10)</sup>は酒專賣制度の經過を説明する。之が總督府の議として出たのは大正五年頃であつた。當時の總督府專賣局長賀來佐賀太郎氏が主張したものであつて後五年を経て大正十年に氏が總督府總務長官になり其の主張が通つたにより、大正十一年七月一日から實施せられた。專賣制施行の總督府の理由は、一、國民保健衛生上の見地より之を必要とす現在の本島酒なるものは何等の統一なく従つて品質區々に亘りて衛生上其憂ふべきもの多きを以て之を改良統一して保健上可能的優良のものたらしむるにあり、二、現在の酒造家は何等の統一なく従つて自然競争の弊に陥り易く此の結果として粗製品を廉賣するの外なし故に之を專賣と爲すに於ては各所に點在せる工場を纏め其間の冗費を省き得るを以て專賣實施の曉に於て價格を引上ぐることなくして品質優良のものを供給し得るにあり、三、財政困難の現狀にあるも此の場合新税を課する事は到底忍びざる處なり、然るに酒專賣を實施する事により此収益を以て財源の不足を補ひ得べし、等であつた。原則として酒の製造及販賣を共に官營とし其製造方面にありては從來免許業務として一定制限の下に認められ來りたる酒類製造業を全然禁止し唯

10) 杉本良 專賣制度以前の臺灣の酒 昭和七年

酒精の製造は一定制限の下に民營を認むること、酒精含有飲料中麥酒は例外として當分の内民營を認むることとした。工場  
の徵收及設備等補償は各約百萬圓であつた。販賣方面にありては從來各個人に於て總て自由に營業を認められたる酒類販賣  
業を政府の指定したる販賣者に限り取扱ひ得らるゝこととし、唯麥酒の販賣は従前の通り民營とし、又酒精製造業者の製造  
等酒精は主として輸出又は移出するものにして島内に於ては其れが直接販賣することを許す、之れ外國に輸出し又は内地其  
他に移出することのみ許可を得て認められた。販賣は政府酒類賣捌人、同小賣人がするもので賣捌の區域、小賣人の定價の  
如きものが總督府の指令によりて定められる。小賣（零賣）定價は全島一律である。從來の製造業者には禁業交付金を出し  
た。年賣上の二割五分を標準とし公債を以て交付して居る。其額は約二百萬圓であつた。小賣業者は申請して業務繼續を承  
認せられたものが多い。

賣捌區域は全島で百二十餘、賣捌手数料は三分五厘より七分であるが賣捌人は小賣人迄の運賃を受持つので代金の一割五  
分以下引いて納金する。小賣人は定價の八分を引いて出すのである。

樟腦・阿片・鹽・煙草・酒・砂糖等が大小の製造過程を有するものなるに對し、米は穀摺精白の如きが稍大規模  
の製造に似たる過程なるを除けば大部分は小規模の農業的生産であり、其かなりの部分が自給的生産であること  
に於て、大に異なるものである。本邦が米に關し歐州大戰後統制的な態度を取つて以來專賣制度も考慮されて  
來た。東郷實氏<sup>11)</sup>が米專賣制度の主張者であることは臺灣の様な專賣制度の發達した處に居られた關係がないでも  
なからう。臺灣は其の意味に於て此種制度に關し先驅的な立場に居る。其の米專賣問題は、一つは本邦の米穀政  
策が最初食糧保全の爲めの増殖獎勵にあつた際朝鮮及臺灣に於て著しく發達して反つて府縣米を壓迫し價格を下  
落せしめたこと、それが爲め買上政策をとつたがそれが朝鮮及臺灣米には益々有利であつたこと、従つて何等か  
外地米の移入を制限することを考慮して居ることによる移出管理の必要であり、二、には特に臺灣に於ける産米  
の取引が中間及大手商人に壟斷されて居ることを見て之が統制を考ふることである。三、には其利益を幾分總督  
府が收めたいからである。結局專賣案は一つの移出管理案と變じた。拓務・農林・商工等關係の人々が臺灣重要  
産業調整委員に選ばれ、昨年十月臺灣米移出管理に關し研究した。

11) 全國取引所同盟聯合會米穀部幹事會編：米專賣に關する參考資料昭和七年三月

臺灣重要産業調整委員會に於て臺灣總督より提出せる米穀管理案を中心とする重要産業調整諮問事項に關する説明は左の如きものである。<sup>12)</sup>

臺灣の産米は領臺當時百五十萬石の生産高に過ぎなかつたのであるが、總督府に於ては夙に我國食料自給政策に則應して生産の増加品質の向上の爲め鋭意各般の施設を講じたる結果著しき發達を來し、殊に大正十一年蓬萊米の栽培法の成功を見るや年と共に躍進して昭和十二年に於ける産米は其の作付面積に於て約六十八萬甲、生産高に於て九百二十三萬餘石、生産價格に於て二億萬圓餘、其の産業全體の生産總價格に對する割合は三割餘に達し、本島産業上最も重要な地位を占むるに至つたのみならず其の過半は之を内地に供給致して我國米穀の需給上缺くべからざる役割を爲しつゝある。然し乍ら過去數ヶ年間の我國に於ける米穀の需給狀況を觀るに所謂米穀の供給過剩の傾向にあり、之が對策として米穀統制法の強化、米穀自治管理法の實施等各般の統制上の施設を要するの止むなき事情を生じたのである。

而して之等米穀統制諸施設の結果は内地の米價を適當なる位置に維持安定せしむる上に效果があつたことは云ふ迄もなきことであるが、臺灣の米價に對しては異常なる結果を與へ臺灣米價の昂騰を促し一段に米作にのみ走るの傾向を助長し、我國全體の米穀事情に悪影響を及ぼす情勢と成つたので、總督府に於ては米穀の急増を抑制するために數年來水利施設の新設又は改修は之を一切禁止して今日に到つて居るのである。又土地改良等米の増産を圖る爲從來より實施して來たところの各般の施設も共に中止して代作獎勵を實施し今日に至つてゐるやうな次第である。斯くの如く臺灣に於ては内地の米穀政策に順應する爲め各種の施設を講じて來たのであるが、之等は何れも不自然なる施設であり、之等從來の施設は單に米のみの生産を抑へるといふだけではなく臺灣農業全體の發達を阻害する結果を齎し來つたのである。

即ち資源の利用開發、生産力擴充の切實なる要求ある今日に於ては、大なる矛盾と申さねばならぬ。又米のみについて見ても食糧問題の重大性に鑑みれば不斷に之が改良を圖り増産の根基を培養確保し常に情勢の變化に則應するやう備へ置くことは食料國策上緊要なることと存するのである。一面帝國に於て臺灣の保有する特質と使命とに鑑み臺灣特有の有用作物、即ち甘蔗・棉・黃麻・苧麻・甘藷・蓖麻等の増産を圖り以て國內物資の需給の圓滑に資し國際收支に貢獻することは極めて喫緊の要務である。斯くの如く米其の他の有用作物の調和的發達を促す爲には其の前提として各種産業の支配的地位にあり且つ他の有用作物との經濟的均衡を著しく失つてゐる。米價に對して特別な考慮が拂はねばならないのである。即ち臺灣の米價を或る程度に調整し適當なる位置に安定せしめて米作面積は其の必要面積を確保し只だ無統制なる擴大を抑制し得る様萬策を講じ置き水利施設や土地改良等現在禁止して居るものは之をどしどし實行に移し、之等の耕地に米の漸次的増産

12) 臺灣日新報昭和十三年十月

を圖ると共にこれと並行して一部に有用作物の増殖を奨励することにより此處に初めて米を始め各種作物の調和的發達を期待し得る次第である。決して米の減産を圖ると言ふのではなく米を漸進的に増産せしめつつ其の餘力を以て有用作物の増産を圖らんとするものである。今回總督府が實施せんとする臺灣米の移出管理の目的の一は即ち前述の目的を達成する爲に臺灣の經濟事情に即したる米價政策を樹立すると云ふ點にあるのである。

次に米價が著しく高いと言ふ現在の事情を他の方面より觀察するに米價を現状の儘放任すると農業經營は益々米作に單一化する傾向を辿ることは申すまでもなきことであり、此の事は農業經濟に重大なる禍根を残すことを恐れるのである。殊に島内米價の一の特色として騰落の差が甚だ大なる事實を發見するのであるが、之は島民の營利心の強きことが其の主たる原因と認められるのであつて、斯の如く米價の變動が殊に大である所に加へて農業經營が米作に單一化する傾向は農家の經濟、農民生活の安定と謂ふ點からして之を放任することを許さざるものと信ずるのである。即ち米の外に各種作物を合理的に組合せて經營を多角化集約化せしむる方策を講ずると共に米價安定の方策をも併せ講じて從來餘り生産的に利用せられなかつた農業收益を生産的に轉換せしむる方策を樹て、抑制せられたる米價の部分は舉げて之を産業特に農業の調整開發の爲に還元することとすれば一見農家經濟を壓迫するが如くして實は之に依つて初めて農家經濟の眞の安定、眞の向上を圖ることとなり、島民永遠の福利増進を期する所以なりと考ふる次第である。此の點又移出管理を實施せんとする目的の一である。次に帝國の全體經營上よりする臺灣産業の使命は時勢の變遷と經濟事情の緊迫化の事實に伴ひ自ら異なるものあるを認むる次第である。即ち臺灣は我國の經濟圏内に於ける唯一の熱帶的特質を有する地方であるから此の本質を今一段と活用することに依り國家に貢獻するの要あるものと認むるのである。

國際收支の關係に於ても國內物資の需給殊に時局下に於ける必要なる物資の生産と言ふ點からしても米と共に臺灣に於て栽培するを得策とする各種の有用作物の増殖を併せ圖りますことは臺灣に期待せらるる所のものであると存ずる次第である。而して此の新しい國家的使命を遂行致す爲には前に縷々申述べたる如く臺灣の經濟事情に即したる米價政策を樹立することが緊要であつて斯くて各種産業の調和的發達を促し、一面生産力擴充の徹底的施設を講ずることも可能なりと存ずる次第である。此の點又移出管理を實施せんとする目的の一である。

總督府に於ては以上申述べたる目的を達成し以て臺灣に於ける重要産業を調査する方策に關して慎重なる研究を重ねたのであるが其の結果、先づ以て臺灣米の移出を管理することが最も適切なる方策なりとの結論に達したる次第である。併し乍ら本案の重大性に鑑み實施上の方策に關しては事業の遂行に萬遺憾なきを期する爲め各方面の權威者を網羅したる本委員會

に於て篤と御研究を御願ひ致し御答申を俟つて成案を得たいと考へる次第である。而して移出管理には種々の方法があること考へられるが以下申述べます如きものも其の一つの方法かと存ずる次第である。即ち先づ米の生産に當つては其の重要性に鑑み、國內の全體的需給の必要に副ふ様内外地の需給推算に基き一定年次の生産目標を樹てて生産に當り生産せられたる米は島内消費を除いたる部分は總て總督府に於て買入れて總督府の手を経て移出することとし、管理事業より得たる収益は之を島内に還元することとし、産業特に農業の調整開發の爲めに使用する仕組を樹立するが如き方法も其の一かと存するのである。

(臺灣重要産業調整委員會總會は昭和十三年十月七日午前十時半より丸之内東京會館に開會、臺灣米移出管理に關する左の答申案を可決し午後零時四十分散會)

【答申】臺灣米の移出管理は島内に於ける重要産業の調和的發展農家經濟の安定向上及臺灣特有の産業的使命の達成を圖ると共に我國食糧問題の解決に寄與するを以て、其の目的と爲すを要すべく、之が爲には左記要綱に依るを適當と認む。

### 移出管理要綱

#### 一、買入

- 一、移出せらるべき米穀は總て臺灣總督府において買入るゝものとす。
- 二、臺灣總督府の所有する米穀又は臺灣總督府より買渡したる米穀に非ざれば移出することを得ざるものとす。
- 三、米穀の買入は玄米を以てこれをなすものとす。但し必要に應じ白米又は粳を以て買入るゝものとす。
- 四、米穀の買入は申込に應じ検査の上合格したるものに付等級を附しこれを爲すものとす。但し島内に於て消費せらるべき米穀に不足を生ずるの虞ある場合は買渡の申込に應ぜざることを得るものとす。

#### 二、買入價格

一、買入價格は生産費、物價其の他の經濟事情は參酌して種類、銘柄、等級別に移出港渡の價格に付之を決定し告示するものとす。

二、買入價格は第一期及び第二期作別に其の作付準備前に之を發表するものとす。但し物價の變動著しき場合又は内外地の米穀需給狀況に異常なる變動を生じ若は生ずるの虞ある場合に於ては之が改定を爲すことを得るものとす。

三、買入米の買付調節のため買入價格に金利、保管料及び目減品傷に對する補償料を加算するものとす。

四、買入代金は買入價格より移出港と買入場所間の運賃諸掛を控除したるものとす。

### 三、移出

一、臺灣總督府は豫め農林省と協議したる内外地の需給推算に基き一定年次の米穀の生産目標を樹つるものとす。右に依り生産したる米穀の移出に付ては總督府は農林省と協議の上各期作毎に豫め過去の月別移出状況を參酌して月別移出計畫を樹つるものとす。

二、月別移出計畫を定むるに當り年移出總數量は原則として之を限定せざるものとす。但し内外地の米穀事情に異常なる變動ありたる場合は双方協議の上之が對策を講ずるものとす。

### 四、販賣

一、臺灣總督府は月別移出計畫に基き米穀を移出するに當り其の販賣は之を農林省に委託するものとす。

二、農林省は臺灣總督府より委託せられたる米穀の販賣は總て之を特殊販賣機關をして代行せしむるものとす。

三、前項の特殊販賣機關の組織に當りては現在の臺灣米移出業者を包含せしむるものとす。

四、臺灣米の販賣を代行する特殊販賣機關は時價に依り、原則としては現在の臺灣米移入業者に販賣するものとす。

### 五、會計

一、移出管理に關する收支を明かにし事業の圓滑を期する爲特別會計を設置するものとす。

二、本會計の過剰金は農業の調整開發及び助長の經費並に損失ある場合の補填にこれを充つるものとす。

### 六、其他

一、臺灣總督府は島内に於ける米穀の需給調節上必要ありと認むるときは島内に於ける消費の用に供するため所有米穀の賣買をなすことを得るものとす。前項に依り賣渡したる米穀は之を移出することを得ざるものとす。第一項の賣渡價格は時價に依るものとす。

二、臺灣總督府は必要ある場合米穀の貯藏、加工又は輸出を爲し得るものとす。

三、臺灣米穀移出管理委員會を設置し買入價格の決定並に改定その他の重要事項を審議せしむるものとす。

四、本事業は昭和十四年第二期米より之を實施するものとす。

### 附記

一、平時及非常時を通じ我國に於ける食糧問題の重要性に鑑み米穀の生産並に移出に付ては特に内外地間の緊密なる連絡の下に本管理制度の運用に當るの要あり。

二、本管理制度の實施に當りては農家經濟並に一般經濟界に急激なる變化を與へざるやう漸進的にこれを行ふの要あり。

三、臺灣の農業が米糖産業を根幹とせる現狀に鑑み本管理制度の實施に伴ひ糖業に對しても適當にこれを統制するの要あり

此の如き事業は臺灣總督府をしてかなり自由なる價格にて産米を買取り相當高價に之を移出する事を得せしめるものであるから臺灣總督府の財源となるであらう。勿論此實上値が低ければ耕作が減ずるから其收入を減ずるであらう。減少した耕地は蔗作や綿作に向け得るから其方は擴張されるであらう。生産増殖と云ふのは斯かる相對的なるものゝみでなく一、二期作水稻の外に極冷期の亞麻・茶種・麥類・綠肥作物等耕作獎勵に向けらるゝであらう。此處に初めて臺灣農業の集約化が出来るであらう。併し專賣の如き制度はそれ自身不經濟となり不自由となる危険を多く包藏して居るのであるから充分戒心して行はるべきである。

北山富久二郎氏は領臺後の臺灣財政を研究し其發展段階を

第一期 最初の約十年間（明治卅七年度末迄）の國庫補助時代、地租の設定、阿片・食鹽・樟腦の專賣あり。

第二期の約十年（大正二年度末迄）臺灣糖業の發展に伴ふ消費稅收入による臺灣財政の黄金時代、第一種所得稅の創設煙草專賣等も行はる。

第三期 砂糖消費稅の國庫移管により收入減ぜる時代、但し大正九年迄は好景氣により豊富なる財政であつたが、大正十年以後は收入が減じたから第二種及第三種所得稅を設定し且我國最初の企てである酒專賣の如き制度を創設した。

財政の特徴として收入には專賣收入の多いことが出る。第一期には七割八分、最終期には五割九分と云ふ大きさである。

臺灣特産たる砂糖・樟腦・茶等に對する課稅は其負擔者は内地及海外の消費者だとも考へられる。即ち臺灣財政に其方から注入されるのである。阿片・煙草及酒の如き場合主として島人負擔となる。但し島人と云ふても、

本島人（漢族）の負擔は少いので内地人が明治四十一年度には一三%、大正二年度には一八%、大正九年度には二九%、最近昭和七年度には三三%を負擔して居る。

内臺一人當りの租稅配分比較は（專賣益金を含まず）

年次	内地		臺灣		昭和五年	内地		臺灣	
	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽		酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽		
明治三十年	三、二四〇	八、四四〇	一五二	大正五年	八、九六五	四、三三〇	二、一一一		
同卅五年	五、〇六四	一、五七〇	五一〇	同十年	三、五八五	一〇、八八〇	二、四〇一		
同四十年	七、六六四	二、六三〇	一、四八〇	昭和元年	三、一九六	八、〇〇三	四、〇六七		
大正元年	九、二二七	三、二六二	一、〇、二〇	昭和五年	?	七、五〇四	二、七七七		

「臺灣の一人當り租稅配分額が内地の四割前後であると云ふことが勿論其儘直ちに臺灣の租稅が内地のそれに比して半以上も「軽い」と云ふことを意味しない：租稅負擔の輕重は一方に負擔者の所得の高と比較し：（他方）住民の安寧福祉に關する行政的國家的給付の大きさ：と關聯して見て始めて斷定し得る事柄である。：臺灣の民度は低（いが）：土匪の根絶、風土病・傳染病の絶滅の如き在住人の生命財産の保全に關する最も根本的な國家給付（は大きい）、それで所得階級別租稅及公課負擔調が昭和八年に行はれたので之を内地の同種調査と比較した。：これによつて見れば極僅かな例外を除けば各業態各所得階級共に臺灣の租稅負擔は内地のそれに比し著しく低

業種	臺灣		内地		千二百圓程度	二千圓程度		三千圓程度		五千圓程度		七千圓程度		一萬圓程度	
	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽		酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽	酒・煙草及阿片の消費稅又は專賣益負擔	臺灣に於ける鹽
農業	四六・五	一三・九	一七・七	三三・〇	五三・〇	九三・八	一、四七・六	二、〇一・三	三、九一・三	五、六九・三	八、〇一・三	一、四七・六	二、〇一・三	三、九一・三	五、六九・三
	一七九・八	四・四	五五・七	六六・三	一、四七・四	二、五九・六	三、九一・三	五、六九・三	八、〇一・三	一、四七・六	二、〇一・三	三、九一・三	五、六九・三	八、〇一・三	一、四七・六
差	一三、〇	三三・〇	三六・一〇	六二・三	六六・〇	一、六六・七	二、五〇・二	三、九一・三	五、六九・三	八、〇一・三	一、四七・六	二、〇一・三	三、九一・三	五、六九・三	八、〇一・三

平均 内地 差	商業 内地		平均 内地 差	平均 内地 差	平均 内地 差	平均 内地 差	平均 内地 差	平均 内地 差
	臺灣	沖繩						
六八・〇三	四七・〇二	八六・六三	一五七・六三	二二二・九六	四二・四三	六四・〇三	八三・〇〇	一六二・二八
一一五・七九	五二・七七	九四・二三	一四七・〇八	二六二・六二	五〇・〇五	八二・六三	一三六・〇〇	二一〇・六七
一五七・七六	四七・七六	七四・八	一〇・五五	三二・〇〇	九〇・六二	二五八・二三	四四・〇〇	四四四・二二
一〇〇・〇一	一〇〇・〇一	二七・七九	一五七・四五	二八・四五	四七・七五	七三・四三	一三三・〇〇	一八三・七六
一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六	一八三・七六

臺灣財務局調査昭和七年及廣島稅務監督局調査昭和六年  
 斯く計算すると臺灣本島人の日本政府から受くる恩恵は至大なるものありと云ふべきである。

社會及政治問題

臺灣を部分的に統治したものに和蘭人、支那人、日支混血と云ふものゝ三種がある。完全なる統治は清國が之を企て、完成せず、日本國にして初めて出來たのである。

明臣鄭其龍の子鄭成功は明を滅した清朝に反抗し臺灣より蘭人を驅逐して之に據つて延平王と稱し、其子鄭經孫克塽其弟克塽志を繼いだが、遂に康熙二十二年靖海將軍施琅によつて征服された。清朝の統治は不成績と云ふべきであるが明治十三年の日本の臺灣征伐後派遣された巡撫劉銘傳は李鴻章と並稱される有能の政治家で其治績は大に擧つた。特に保甲(官民混成警察)團練(義勇兵制)撫墾(移住開拓及び理蕃)清賦(田畝の清丈賦課及び丈單(地券)の發行)腦務(樟腦の官辨)等が振興した。特に清賦が大業であつた。併し專境を訴へられて退いたのである。

元來臺灣の租稅は鄭氏の頃より人頭稅として壯丁より年々丁銀六錢乃至二錢(漸次輕減)を徵し乾隆元年頃には一ヶ年三千七百六十餘兩となつた。乾隆十二年地租として徵することゝなり道光年間全臺の墾熟田圃は田三萬八千一百餘甲烟三千六百二十一畝五十餘畝であり徵收額は田の分粟(玄米)二十萬五千六百餘石、烟の分銀一萬八千七百餘元であつた。甲とは五尺を以て一弓とし二弓半を一才とし方廿五才(周圍一百才)を以て一甲としたものである。又支那内地の標準で六尺を一弓二百四十方弓を以て一畝とするので一甲は十一畝餘である。<sup>14)</sup>

併し劉銘傳の之等の政策が進歩的なものであつたにしても實質的に完成されたと云はれない。例へば清賦は行はれたが

14) 臺灣總督府臨時土地調查局編清賦一斑明治卅三年

收入増加の目的を主とし區劃記録を整理することになつたが故に實際の面積よりは遙かに少に出て居た如きである。領臺後明治卅一年臺灣地籍規則及び土地調査規則を發布し臨時臺灣土地調査局を開設して調査した結果は地積は約二倍地租は三、五倍した如きでも判明するであらう。

領臺以後樺山總督や乃木總督の軍政時代土匪の掃討に追はれ治績擧がらざりしを明治卅一年兒玉總督が就任し後藤新平を民政局長として用ひ、清國の舊制なる保甲制度を用ひ、土匪は招降し其の名簿を作つて監督し卅五年には民間の銃器彈藥を官沒して治安を完成した。土地調査を完成し明治卅七年には封建領主の貢納權の如き大租權を買收した。即ち領臺十年にして統治の形態が整ふたと云ふべきである。<sup>15)</sup>

軍人總督は其後佐久間・安東・明石の三代であつた。

臺灣統治の成功の端緒に基礎を築いた兒玉・後藤政治は賢明にも急進を避け舊慣を調査し、後藤民政長官自ら「生物學の基礎の上に政治を行ふ」とした。即ち順應主義である。而も自治制を入るゝと云ふ如きは尙早とし「三千年來皇國に忠誠を盡した母國人と同等の待遇を求むるならば今後八十年を期して母國人に同化するやうに努力せよそれまでは差別されても仕方なし」とした。

大正九年原内閣時代田建次郎を選んで初度の文官總督とした。氏は首相に予は臺灣人を教化して純日本人たらしむる方針なりとして賛成を得た。又臺灣に於ける施政方針訓示にも『臺灣は帝國を構成する領土の一部にして：英佛諸國屬領の：殖民地と同一視すべきにあらず隨つて其統治の方針は：本島民衆をして純然たる帝國の臣民として我朝廷に忠誠ならしめ國家に對する義務觀念を養成すべく教化善導せざるべからず：（唯）之を實地に行ふに當り、其の施行の方法に就ては慎重なる査核を逐ひ、其緩急順序を謬らざるを期するの要あり：臺灣民衆に向つて急激に總て内地と同一の法律制度を實施せんとする如きは：却つて之が疾苦を招くの虞なしとせず、先以て教育（教化）の普及に務め：内地人と社會的接觸上何等遲延なき地步に達せしめ結局政治的均等の域に進ましむ

』とした。臺灣評議會を創設し又地方行政上州・市・街廳を公共團體とし、地方税又は街廳税の賦課の權能を與へ、衛生・教育・土木の經營をなさしめ各團體に官選協議會員を置いて諮問に答へしむる如き自治制の準備の如き制度を始めた。<sup>16)</sup>

柴田廉氏は書いた「改隸當時よりの臺灣人の心理的變化の經過を推察して見るに：帝國の臺灣を領有するや臺灣人は：日本政府の眞意を了解する能はず自己の運命が如何に轉落して行くか不安に堪えず、又他民族から支配せらるゝことに對する民族精神の反撥もあり、又實際に於て一般良民は臺灣人の土匪と日本の警察との間に板挟みとなり其の生活は安定を失ひ思想の統一も傳統の保蔵も歴史の回顧も：（一切の文化は）之を顧みる餘裕なかりしこと今日より想像するに難くない。：此の如き社會混亂無秩序は明治卅五年土匪の剿滅を終るまで約十年に亘つた。：此の十年間を臺灣人の闇黒時代と謂はう……（次代は）大體に於て社會の治安は維持され臺灣人は帝國の誠意と實力とを了解し社會は略々鎮靜狀態に歸した：總督府の施設經營も漸次効果を現はす様になり産業の開發は臺灣人の資産狀態を佳良に導き一般民衆の心理狀態は其の本來の性狀に復歸した：（その）結果臺灣人は此處に初めて自己の傳統、自己の歴史を回顧するの餘裕を生じ民族精神本來の生活を求むる様になつた。：古來の傳説や民間信仰の再燃或は各種の歴史的儀式的再興等が到處に行はれ始めた。：斯くの如き現象を臺灣人の復古的傾向と謂はう。然るに注意すべきは臺灣人が其の生活の安定を得て彼等本來の性狀に復歸し復古的傾向を帶ぶるに至つた：時には彼等の境遇は根本的に一變して居た：臺灣人は新境遇と新時勢とから刺戟せられ單に復古的境地にのみ低徊して居るわけに行かなくなつた。：各人は意識すると否とに拘らず自己生活の新しき方針と内容の統一原理を要求しつゝある：少くとも何ものかを憧憬希求しつゝある。それが果して何であるかと問へば彼等自身と雖も未だ明瞭に具體的に告白することは出来ない。：臺灣人が近來新教育に熱心になつたのも、日本佛教の説教に耳を傾ける様になつたのも、國語普及會や風俗改良會が何等の反撥なしに到處に設けられて存続するのも：議會設置請願運動等に浮身を盡すのも皆新境遇、新時勢から生れた形なき蒼白き希求と要望との一種の發現と見るべきである。：或青年は自分等は退いて純支那人たる能はず、進んで純日本人たる能はず、正に其の中間にふらついて居る。此心の寂しさを察して下さいと痛切に告白した：此の迷羊を無理せず正當に導くものは民族心理の原則に隨順する眞の同化政策を措いて他に何があるであらう」

「見よ民族的自覺は世界の植民地を通じて近世の一大傾向である。世界大戰以來は更に深刻に觸發せられて居るではないか：民族的自覺を抑壓し撲滅せんとするは處女に對つて戀愛を禁止せんとするのと同じの不自然さで到底良好なる結果は期待

16) 田男爵傳記編纂會 田健次郎傳昭和七年

17) 柴田廉 臺灣同化策論 大正十二年

されない。：民族的自覺を雜駁にして挑發的なる潛行思想の爲め混亂激發せしめず一定の歴史的變遷を遂げしむるの穩當なるに然かず。」「其の風習の核心に包藏する精神又は原理を證權として：自己強化作用：せしむるやう仕向けねばならぬ。」「最後に一言したきは日本民族が眞に他民族を同化せんと欲するならば：日本人自身が其の學術に於ても衣食住の様式に於ても日常の禮儀作法に於ても：日本獨得の文化を創造することに努力せねばならぬ。思ふに眞實の同化力は此の創造の實力より外には何もないのである（植民地にも自から創造せしむ）是れと共に已むにやまれぬ同胞愛の發露として他民族の氣質心情及生活を抱擁するの大信大誠を磨勵せねばならぬ。」

東郷實博士は云ふ「吾人は過去の植民史に顧み且つ現に各國が採用してゐるところの植民地統治の實際に照し異民族統治策を

### 一、從屬主義を主眼とする直轄政策

### 二、劃一主義を主眼とする同化政策

### 三、順應主義を主眼とする分化政策

の三種に區別（する）。：第一の直轄政策は植民地の行政・立法・司法の全權を舉げて植民地總督に委任し、總督は母國の議會又は植民地の議會から何等掣肘を受くることなく任意に其植民地の行政機關に命令して母國政府の意志を執行せしむるもので：第二の同化政策は植民地土人の民族精神を破壊して母國人の民族精神と同一ならしめんとする：故に先づ母國の法律制度を其儘植民地に移入して之を實施し最後に母國の郡縣と全然同一の政治を行はんとする：此の政策は往々にして強壓手段を伴ふ：第三の分化政策は植民地土人の民族精神を基礎とし之に適合すべき法律制度を制定し母國と區別した一の統治單位を構成し、特殊の政治を行はんとするもので、自治制度を生（むことになり）從來一般に自治政策と稱せられるものが此分化政策に相當するものである。以上三種政策は何れも一面の眞理を有し：植民地の自然的及び人爲的要素の如何によつて自ら適否の決定をなすべきものである」と。

臺灣統治は元來專制的總督政治であつて從屬主義的なのだが、其住民の主要部分を構成する漢民族が相當の文化を發達させつゝある點から單なる從屬主義をとり得なくなつて來た。領臺當時阿片を嚴禁し男子の辮髮を斷ち婦人の纏足を解くを以て統治上の三大主義なりと云つた。男子の辮髮は早くなくなつた。阿片は未だ充分斷たれない。纏足も少くない様である。比較的近く教育の普及を務め内地人との社會的接觸上何等逕庭なき地步に達

せしめ結局政的均等の域に達せしむべく教化善導するを目的と稱したものが多し。本島民をして純然たる帝國臣民として我朝廷に忠誠ならしめ國家に對する義務觀念を涵養するのが目的とされた。事實國語と一般教育が普及し我帝都に學んで高等文官試験を受け帝國官吏たるものも出て居るのである。併し斯かる同化主義が、納税とか徴兵とかの義務上の均等を希望することから主張され、居住とか公私の就職等とかにも均等になると云ふことは母國がどれだけ期待して居るだらうか。臺灣住の内地人等が口には同化を稱しても之を喜ばぬことがあらう。大正三年の頃故板垣伯が同化會創立の目的を以て渡臺した處が在臺内地人有意が全面的に紛議し、臺北では辯護士會の有志が七箇條の質問を提出したが、其一條は「同化とは内地人を本島人に同化せしめんとの趣旨なるや又本島人を内地人に同化せしめんとの趣旨なるや將又交讓の趣旨なるや」であつたと云ふ。同化の美名に反對すれば母國からは壓迫政治の惡名を冠せられ臺灣人よりは感情を害せられるであらうと云ふ困惑を臺灣在住者は感じ、其後も其見解の進歩確定を見て居ないと云ふことである。

矢内原氏<sup>4)</sup>は東部臺灣を地域として「資本的企業の侵入を排斥し…内地人・本島人・平地蕃人・高山蕃人の町村部落が何れも自作農的若くは協同生産的生産に基礎を置く所の徐々たる發展を期し、而して之等の全體が更に協同的經濟關係に於て一社會をなすに至らば…平和と自由とが可配するであらう…複雑なる人種の構成を有する植民地社會の平和なる協同生活に目標を置かば(眇たる東部臺灣も)人類植民史上最も重要な地を獲得するであらう。…之れ…ユートピアかも知れぬ。」とした。私共は其可能性を疑ふ。併し滿洲國は五族協和と云ふ様な大旗を掲げて居る。それが治者指導者階級、中堅階級、下層勞働階級と云ふ様な階級構成によることは可能であらう。唯その永續性と健全性を何時迄保持し得るやは經驗によつてしか實證されない。

斯くして最後の問題は漢民族と大和民族が其體質能力等に於て大差ないのに混和し得ない最大の原因たる言語とか社會習慣とかが如何に近接し得るかの問題となる。言語はまだ容易に近づき得やう。社會習慣は特に家族關係男女關係の如きが最大なる差異を作るだらう。漢民族の家族制度は家長權の大なるによる大家族制である如く

而も男子家族各個人の財産権の如き確定して居る様である。婦人は賣買の目的物なるかに見え賣買的な婚姻や、一夫多妻あるが如くである。一夫一婦制に進め家長権を弱め小家族獨立に進める必要がある。婦人の纏足の如きをやめ、婦人の労働も可能なる様にし、婦女子を物の如く扱ふことなからしめる必要がある。斯くせば最も困難なる通婚の如きも可能となると思はれる。斯くして眞の同化が出来るであらう。かの阿片の禁止の問題の如きは世界的な期待であること次の一文からも知り得るのである。

## 植民政策と阿片商賣

國家社會主義「ラントポスト農村通信」一九三九・一・六より

日本軍の前進によつて支那に於ける外國權益問題の解決が必要になつた。日本は英領香港の問題も此内に入れんと宣言した。此の港は巨大なる支那の一門戸である。併して之が英領となつた歴史を考へて見ねばならぬ。之は英國東印度會社が印度で收穫した阿片を支那に賣付ける問題から出て居る。十九世紀前半のことで、此商賣は會社にとつては莫大な利益で、支那にとつては大損害であつた。此の疫病にも比すべき嗜好が此國內に擴がり特に知識階級に蔓延した。其れは亡國的なものであつた。支那政府は目にあまる其密輸入を防止せんとした。其方法として廣東の英國東印度會社の工場を閉鎖するの舉に出でた。幾千箱と云ふ阿片が発見され焼却された。不幸にして支那政府は英國の良心にのみ信頼し其勢力を見謬つた。英國は一八四〇年に遂に戰爭に訴えた。英國の植民地軍は人道と良心を蹂躪したのであつた。支那は平和の爲めに二千萬の銀と多數海港の解放と香港の讓渡を餘儀なくされたのである。それでも尙ほ阿片の輸入は禁止せんとしたのであるが一八五六年第二阿片戰爭の結果關稅は課するが輸入は禁ぜられないことになつたのである。大史家ランケの言を借りれば道徳を全くなくした勢力ポワソニエと營利心の重大なる例であつて、英國下院が第一阿片戰爭後三五年にして初めて英國は漸次阿片商賣を助けることを止めよと決議した如き實に驚くべきものである。其後十年にして又阿片商賣は道徳的でない保護は出來ないと云ふ様な決議して居るが、商人共は何等苦痛を感じず一生懸命財力を貯へて居る。それで獨逸に對しては「植民能力」を否定したり土人政策を行ふことを禁じたりして居る。獨逸の植民地をやつたことは唯睡眠病をなくしたことだけだ。……

(丁)

## 二、沖繩

## 歴史

琉球が古代に於て、天孫氏の苗裔の相繼げる司配を受け、次いで鎮西八郎爲朝の征服を蒙り、子舜天（尊敦）及び其孫義本並びに之に替つた英祖等により司配せられた、等のことは、傳説的意味しかない。事實は寧ろ各地に城と云ふ高地村落があり、それに按司と云ふ族長が居て司配し、各村落の接觸は少く、全體としての統一はなかつたものと云ふべきであらう。それが漸次接觸を増し、地方的な統一をなし、北山・南山・中山の各王といふものが鼎立した状態が暫く続いた。後尙巴去が起つて三山を統一し尙王朝を建設した。代を替ふること五回の後王臣金丸なるもの民心を得尙圓と稱し新尙王家を建てた。西暦一四六九年のことである。彼は財政外交の手腕家で、軍事を廢し、平和を百年も續かせる治世を作つた。

外國との交渉は三山時代浦添按司察度が中山王たりしとき明王朱元璋の來諭により朱明の臣と稱したことに始まると云ふ。其後尙巴志の統一後も使を明に遣して冊封を受け代を替ふる毎に之を繰返して居た。明が亡ぶと清と渡りをつけた。日本との關係は、察度の貿易的交渉、尙巴志の遣使があつて、服従的なものであつたであらう。豊臣秀吉の征明役には島津氏を通じて兵糧の賦課があつた。後島津氏は徳川幕府の許可を得兵を向けた。慶長十四年（西暦一〇六九年）のこの侵入に琉球は殆ど無抵抗で破れ、尙寧王以下百官は人質として薩摩に連行された。而も島津氏の態度たるや妙なもので、人質は優遇して返し、清國の冊封は其儘受けさせ、貿易をやらせ、砂糖を作らせて買上又は取上げ、利益だけを取つたのである。琉球王の替る毎の冊封使歓迎には薩人は隠れて居たし支那人も知つて知らぬ振をして居たと云ふ。

島津氏の方針も亦、「其國の諸儀式日本相替すなざるべき法度事」と云ふ同化式と、「琉球生國のもの日本人

1) 主として伊波普猷琉球古今誌及び孤島苦の琉球誌大正十五年による。

の髻髪衣裳に相かゆること曾て停止せらるべく、自然此旨を違背し、日本人のなりを仕もの有之者之を調べの上罪科を行ふこと」、「日本名をつけ日本仕度仕候者堅く停止すべき事」と云ふ差別主義となり、琉球人は自然曖昧又は二重にならねばならなかつた。

婦人の衣服を見ると其二重性が見える。内部の衣服は日本風で、外に左衽し裾の横が開いて居る支那服に似た外被を着て居る。

琉球には親日派と排日（親支）派とがあつた。有力なる政治家は親日の方向をとつた。就中向象賢（西曆一六七五年死）は言語上からの日琉同祖論、同一祭神論（「御神レチンクイチキヤンクン」の近親類）を稱へた。又蔡温（西曆一七六一死）は久米村の支那系の出で福建にも學んだが、活眼を有し、島津氏の監視より免れ難きことを感じ、その範圍内で島民生活の向上を圖つた。明治維新の際には宜灣朝保（明治九年西曆一八七六年死）なる傑物が居た。人之を以て蔡温の再來だと云ふた。和漢の學に通じ特に和歌に長じた。日本に使用すること六回、支那に使用すること二回、日本の維新のことを聞き之に合同する意見を發表し、明治五年慶賀の使に加はり、尙泰を藩王に封ずる詔勅を受けて歸つたのである。然るに事大保守の人々は親支論を持し宜灣を迫害し憂悶死に至らしめた。日清戦争の最中尙家の密旨を帯び支那に行つたものがあると云ふ。其後勿論かゝる派はなくなつたが何となく親しみ難いものもないではないと云ふ。

日本本國では明治維新後、木戸孝九の不賛成にも拘はらず、大久保利通が琉球の事情に通じて居たので、機を失せず支那との關係を斷たしめた。明治七年の臺灣事件は、沖繩藩民を日本人として保護したので、外交的に琉球の日本領なることが公認された結果になつたのである。尤もそれより先き米國提督ペルリの東洋遠征の際、蝦夷の松前と琉球の那覇とを開かれんことを要求したに對し、日本幕府委員は、琉球は日本の外藩で松前も同様の關係で何等商議に及ぶことは出来ぬとした。恰も清國が臺灣人を化外の民としたのに似て居やう。ペルリは、

日本政府にして商議を拒み、又アメリカの商船や捕鯨船に碇泊港を與へてくれなかつたら、アメリカ國旗を押し立て、日本屬領たる琉球島を占領する準備をした。時恰も米本國で大統領が更迭し、民主黨のピースが共和黨のフイルモーアに替り、外交方針を變じたのは日本にとつても幸であつた。明治十二年には廢藩置縣され少くも名儀上内地の内に包含され平等待遇を受けたのである。

琉球の土地制度の歴史は興味あるものである。上代の土地制度は、城を中心として集團居住した農民が周囲の土地を自由に開墾耕作し後放棄する占用的のもので、所有權の如きものはなかつたであらう。土地利用に負帶した課税もなかつた。(隋書には「無賦無斂有事即均稅」とある)井田法の記事は陳侃使録に見える。又正史中山世鑑及び中山傳信録には「英祖王效周徹政而正經界均整地」とある。薩摩指宿にあつた間切の制度を立てたとも云はれる。即ち上代の自由占用に制限を加へ分配が行はれる様になつたのである。而も「人口比較的稠密ならざりしが故に當時は口分田を以て足り周期的地割の必要はなかりき」(田村浩氏一七六頁)と云はれる。其の後「蔡溫は共有百姓地に對して地與合ヨリアヒを設け共同貢租共同耕作の下に割替制度を行」つたので「定期地割は蔡溫に創始せられたりと論證すべき」であるとす。而も「一度定期地割を行ひたるも模合持モアヒ即ち共有の狀態に土地を存置することは土地愛護の念薄く地力減退するが故に自今定期地割を廢して最終の地割を行ひ個人私有を確定し生産力増進を圖るべき布達をなした。然るに此「布達は單に死文に終り明治卅六年の土地整理に至るまで定期地割は持續」されたと云ふのである(田村氏一七四—一七五頁)。蔡溫一人が此制度を創始し、之が一般に行はれ、後之を廢せんとしたが出來なかつた、と云ふ如きことはあり得ない。密居的村落の周圍土地の利用は斯かる狀態を發現繼續させやすいのであらう。面白いことには斯かる密居村落や都市から離れて新しい土地に定植するものが生じたことである。屋取ヤトリと云ふのがそれである。士族に對する封祿が欠乏したものがあり自由、強制的移住が起つた古くは蔡溫が其教條に「士族は平民と異つたものであるが平素奉公の心さへ失はないで國家社會の爲めに働いた

なら如何なる職業に従事しても差支へないと」云ふて居るのは貧乏士族に田舎下りを懲憚したものであると云ふ最新には廢藩置縣士族封祿廢止の際に起つて居る。彼等は田舎の農民からは冷遇され都會人からは「田舎の兄貴」と云ふ様に冷笑されたが、獨立獨歩の生活は立てた。村落形態上古い密居式に對して散居式が出来た。農業經營は有利となり、免稅もされて、比較的裕福であつた。階級思想とか長功の序は欠けて居るが新しい血液と文化を田舎にも普及させ、自ら成功者となり遂には司配者ともなつて居ると云ふ。

財政的收入の主たるものは地租では慶長十五年薩藩による檢地で總草高八萬九千八十六石とし、全體として凡そ四公六民の割合で徵集した。納付物は雜多で、代金納もあつた。明治四年の藩籍奉還では高一石に付三升七合四勺二才の稅率とした。其價額は約四十六萬圓であつた。村が納稅義務を負ひ、村（間切）で地割をするものであつた。土地整理後反別は十三萬町餘地價八百萬圓餘で地租額は二十萬餘圓となり減少した。<sup>3)</sup>

## 生 活

沖繩人の最低生活は自生の蘇鐵を利用することで得られる。其の若い樹幹は内部組織に澱粉を有し之を碎出して食物にする。幹が古くなれば纖維ばかりになるが、饑饉年にはそれでも切乾し碎き水浸して煮て食ふ。それを嗜好するものもあるが、其作りかたによつて中毒することがあり、又中毒する種類があるとも云はれ、死ぬるものもある。

農業に就て云へば、五穀及米は神話時代からの存在である。暴風雨が襲ふ地方であるから豊凶の變化が甚しく饑饉があり人口の増加を制限し搾取するに足りなかつた。然るに甘藷と甘蔗とが比較的新しく移入された。甘藷は濕旱に堪え暴風の被害がなく、生産量が多く熨救に比し七倍の人口を養ふことが出来る、耕地の半は甘藷作に供せらるゝ様になつた。甘蔗は砂糖に製し原始的な方法で作る黒糖が琉球の特産となり又搾取材料となつた。島津氏は之を貢租として取上げるばかりでなく買上專賣し、米穀日用品或は砂糖斤量を表示した手形（羽書ハネガキと云ふ）

を興へた。維新後は砂糖勝手賣買を許さるゝことになつたが、商人が一手賣買權を獲得したことがあり、それが解除されても依然内地商人が獨占的地位を占めて居る。近代的製糖會社も設立された。

沖繩縣人が蔗作に慣れて居ることは其の人に過剩と相俟つて他に蔗作勞働者を出すことになつた。布哇及南洋が其植民地である。「南洋サイパンでは沖繩縣人蔗作勞働者を七五%まで使つて居る。耕作者と工場作業夫とは相央ぼする。沖繩縣人は開拓者としては偉大なる天分を持つ。彼等は亞鉛板三枚を興へらるればどんな無人の荒野をも開拓してくれる。子供の時から甘蔗畑の中で育つた沖繩縣人は蔗作者として農業技術上格段秀でたものである。畑を見れば甘蔗の植付手入の如何で沖繩縣人の畑か他縣人の畑かすぐわかる。他縣の小作者は沖繩縣人を蔗作勞働者に使はねばやつて行けない。日本の南洋統治から沖繩人を抹殺したら何も残らない」(饒平名智太郎氏「南進日本の現状」改造一九ノ九昭一二・九)併し「沖繩縣人は稍もすると結束して反抗する欠點がある。サイパンに於ける大正十五年のストライキはいつまでも興發會社の重役の腦裏にこびりついて居る」彼等は不信であると云はれる。又不潔でもある。

南洋土人は働く人間を尙げない。沖繩縣人は土人よりも低い生活程度に甘んじ、何人よりも働くのである。而もそれだから土人からも尙げられず、日本人間では恥ぢられるのである。使ふ方の會社等の態度も革めねばならぬ。土着・向上・自尊が出来ねばならぬのである。

一方に於て沖繩縣の經濟危機は其の生活高上から來たと稱せられる。好景氣に際して森林を伐採し賣却したときには一日數圓の收入もあつた。白米・大豆を移入して喰ひ、碎米を輸入して泡盛酒を醸造して飲んだ。不景氣になつても其習慣は止まない。而も米を作り豆を作つて自給し或は果實蔬菜を作つて不時に府縣に出す努力をしないと云ふ。しないではない指導教育されぬのであらう。所詮生活の向上は一方産業の進歩他方精神向上に伴ふて居なければならぬものである。

以下は經濟學的に興味ありと思つた資料である。

(1) 沖繩縣の人口増加は著しく少くなつて居る。

	出生率			死亡率			自然増加率			自然増加に對する流動過		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
全國	高・六八	五・四	三・六六	二・六	一九・四三	一八・一〇	一三・七三	一四・三三	一三・五六			
北海道	七・二三	六・七〇	三・三〇	一七・八	一八・四〇	一六・七一	一九・七	二〇・三〇	一九・一三	二七・六		
沖繩	二五・二八	二七・〇〇	二五・二六	一六・三三	一七・三三	一六・〇四	八・六	九・八〇	九・三三	一三・七	五・五	

Aは大正一〇—一四年、Bは昭和元—五年、Cは昭和六—九年の平均。

(2) 其に拘はらず海外移民は甚だ多い。

内地出生人口の内地外に於ける現在地別推計 (昭和九年)

全國	樺太		朝鮮		南洋群島		外國		支那		關東州及附屬地		計
	太	朝	鮮	臺	灣	南洋群島	外	國	支	那	關東州及附屬地		
全國	三八、八三	三、八三	三、八三	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
沖繩	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三	三、八三

(3) 興味あるは沖繩主島南端の一漁村糸満のことである。私の沖繩滞在は三日であつたが此處で一日を費した。其處の小學校長玉城泰一氏は謄寫版刷の糸満概観(昭和十一年六月)を私に呉れた。其要旨は糸満町には共同墓地を中心とする大家族制があること云ふことだ。之れは「腹」と云ふ農村を起源とした同一祖先の系統で、それが共同墓地を有するのである。其中に「門中」「本家」「支家」が分れ生活は小さく分れて居る。然るに糸満が有名になつたのは個人主義で、夫婦男女が個人財産を別に持つて居ることからである。河上肇博士は明治卅年に糸満を調査し(當時糸満役場書記たりし上原吉龜の話をきいて書かれたと云ふ)之を雜誌並に著書に載せられた。(玉城氏の趣旨は河上博士の説に反對するにある)糸満人は漁業を營む。男子は二、三人で瓊舟に乗り其の漁獲物は技術の程度に應じて個人に分配される。妻たる女子は夫たる男子から其漁獲物を買取り、之を那覇まで搬んで賣り、其の販賣益は彼等の「私」収入となる。糸満には船主も漁業主も商人もなく又組合もない。男子女子は其收益から出しあつて家計を立てるのである。河上博士は「經濟發達の程度に於て此の糸満は嶄然頭角を

抜くもの」となし、之は「日清戦争以後の魚類價格の騰貴其の主因たるべく……又一には住民總體の勤勉努力他に比類なきこと多少の因なからんや」と云はれた。私は今彼の屋取のことを思ひ出して居る。玉城氏は「糸滿の個人主義は職業に基づいて必然的に現はれた」とする。然し農業が共同のことであり漁農が個人的であると断定することは出来ない。漁村にも共産村はある。新進は個人的であり舊守は共産的であるとでも説明する外はなからう。

「糸滿の財産制度の特質は一家内に於ても各人其の財産を私有することである。……然し乍ら家長は尙ほ家長として一家の生計を支持して居ると云ふ點に於ては他の部落民と何等相異する所はないのである。(唯)その相異點は

第一に……妻は自己所有の財産を決して家計支持の爲めに換言すれば女子養育の爲めに支出することをせない。

第二に……家長はその活動力の繼續する限り子女が如何に豊富なる収入を有すればとてそれに依頼して坐食することはない。勞働は……恰も萬人に普遍的に妥當する先天的義務であるかの如くである。

一家の内に於て、夫は漁業、妻は商業、長男は工業、嫁は行商、娘は裁縫業と云ふが如き獨立の職業に分化して各々獨立の財産を構成してゐることは珍しくない。……女子が成人して嫁ぐに至るまでには四・五百圓乃至千圓を有するものは珍らしくない。……相當の年齢に至る頃には三千圓以上に達するものもあると云ふ。彼等は斷えず利殖の方法を講じて居るが郵便貯金や保険等の如きもの利用は少く原始的積合によるものである。この積合は假令二十年の長期間に涉つても糸滿人の間で中途で亂れる事は殆どない。然らば一家の經濟生活にも寄與しない此の母親の財産は一體如何なる目的を有するものであらうか、一言に言はゞそれは全然目的を有せざるものである。母親は一生の終に於て其の財産を男子に分與するのが普通である。……然し乍ら主婦として又母親としての婦人はもしも夫との間にあげた男子が才能業行共に近き將來に於て一家の家計を支持するに足る見込がつけば婦人の財産も合意の上夫のそれに編入されるのである。之は婦人が凡そ三人以上の男子をあげ、凡そ四十以上の年齢に至つた(場合に見られる現象である)……家庭其物が株式會社の觀をさへ與へる……さりとしてこれは……夫婦愛が薄弱であり子女の養育に無關心であると云ふのではない」

「彼等は……土着農民の如く自己生産物を使用せず……交換によつて……多くの財産を蓄積する可能性を有した。(明治維新に始まる)個人主義經濟社會は彼等を恵み……彼等は生來の蓄積慾を満足させ……資本の價值を経験し出した。(漁業や家内工業の規模を擴張し)明治の中葉頃に於て縣内各地から雇ふ(年期奉行者)たる男女の青少年を雇傭した……機織をする一家に於て雇ふの多きは十數人にも達する。而も漁民は世界の隅々にまで發展し……女子は……近海諸島に他府縣に外國に(男子と共に)或は女工として出て行く」「家に残るものは馬鹿と不具者だけ、殆ど全部行つてしまふ」「其の半面には日々新しい家が建

てられて…素晴らしい發展振（りである）」斯くて人物は外に出「人傑に欠けた我町は現在全く他村人の荒し場所となり切つてしまつて居る」と云ふ嘆きがある。

唯残つた家長達が自分の祖先の系圖をたどり其の共同の墓地に葬られ後人の共同祭祀を望んで居るわけである。玉城泰一氏は

「糸滿に於ける腹の組織、門中の組織こそは自治團體の理想的な姿であり腹意識門中意識こそは公民意識の最も發達したものである。我が國は一國を擧げて一大家族をなして居る國柄である。皇室を宗家とする族制國家であり、君民同祖の國柄である。これ我が國組織の特色であり君民一如、忠孝一本、敬神崇祖、祭政一致等あらゆる日本精神の精華は實にこゝに胚胎して顯現されたものである。」と云ふて居る。

尙同書により先住村、腹、門中及其の墓地關係を示す。

糸滿町民宗家（先住村）調べ

島尻郡

▲高嶺村

字眞築里

洲添腹 瀬長門中

大殿内腹 大殿内門中  
與那城門中

大串腹 大串門中

上グムチ腹  
保才門中  
座久門中  
玉座門中  
城ナシ門中

字大里  
大毛具志堅腹 大毛具志堅門中

茂屋腹 町端茂屋門中

茂太腹 茂太門中  
下茂門中

高所腹 上之平茂屋

兼久腹 南之門兼久門中

玉那覇腹 玉那覇門中

上地腹 上地門中

頭前腹 頭前門中  
町端前平田門中

西平腹 西平門中

徳屋腹 徳屋門中  
與那ノ下門中

兼久 腹 | 上之平兼久門中

大毛八重山 腹 | 大毛八重山門中

▲兼城村

字 阿波根 腹 | 勢理門中

字 照屋 腹 | 當銘門中

當銘 腹 | 高所門中

高所 腹 | 大屋門中

大屋 腹 | 一ヶ所門中

サグン 腹 | 當堅門中

當堅 腹 | 上眞目門中

字 潮平 腹 | 上眞目門中

上眞目 腹 | 榮口門中

字 波平 腹 | 榮口門中

榮口 腹 | 安舍慶門中

字 座波 腹 | 安舍慶門中

安舍慶 腹 | 川根門中

川根 腹 | 川根門中

字 賀數 腹 | 與座前門中

與座前 腹 | 與座前門中

▲小綠村

字 大嶺 幸地 原 | 惣山門中  
(赤ヒギ門中)

▲玉城村

字 百名 根人 腹 | 根人門中

▲眞和志村

字 上間 伊佐 腹 | 伊佐門中  
小堀上門中

中 頭郡

▲浦添村

浦添 腹 | 浦添門中

▲西原村

字 幸地 幸地 腹 | 幸地門中

幸地 腹 | 當堅小門中

當堅 腹 | 當堅小門中

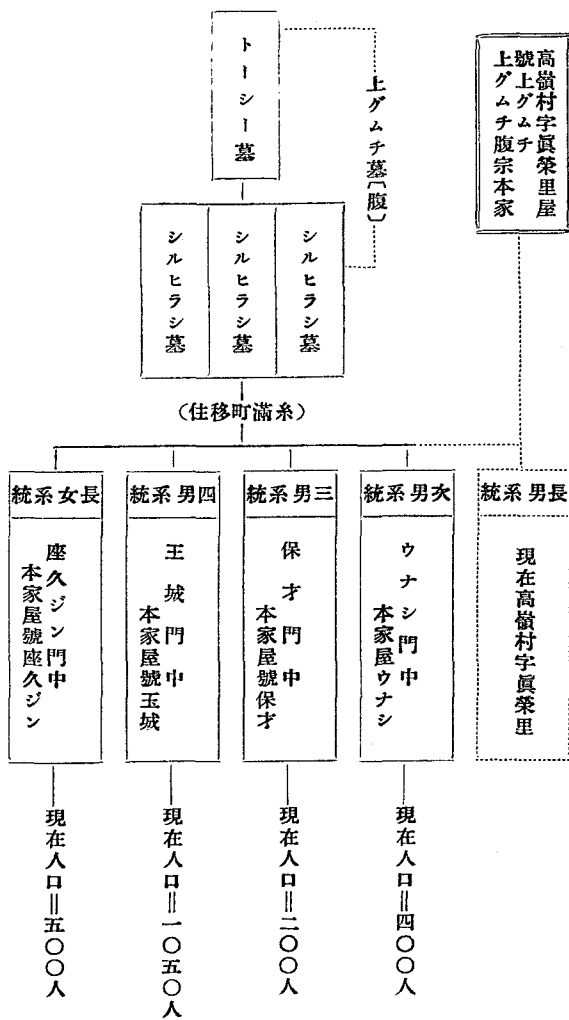
首里市

池城 腹 | 池城門中

池城 腹 | 池城門中

共同墓地を中心とする糸満町の大家族制度圖解

例一 上グムチ腹(墓)



(備考)

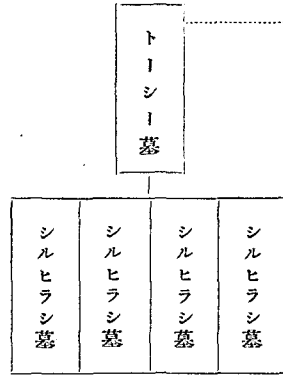
シルヒラシ墓は死亡直後埋葬する墓でトーシー墓は洗骨の後骨を葬むる墓である、即ち同じ腹の人は死ねばシルヒラシ墓を経て最後に必ずトーシー墓で一緒になるのである。

例二 幸地腹(墓)

臺灣と沖縄

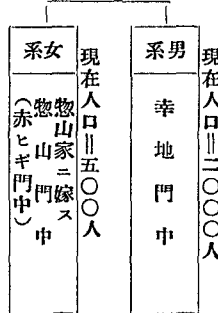
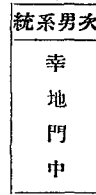
西原村字幸地  
屋號仲門  
幸地原宗本家

幸地墓(腹)



(住 移 町 滿 糸)

統系 男長  
現在西原村字幸地



(備 考)

トーシー墓は上グムチ腹と同じく一であるがシルヒラシ墓は人口が多いために四つあり糸満で一番大きな腹である、惣山門中は幸地門中糸満移住後三代目の女が惣家に嫁して出来たものである、斯くの如くして門中の繁榮に伴ひ門中の數が多くなりそれにつれて腹の數も年と共に増し昔は十三腹しかなかつたのが今日では廿餘腹に及んで居る。

上グムチ腹と幸地腹を選んだのは何れもその人口二千を超え兩腹を合すれば優に糸満町の現住人口の過半數に達する大きな腹で門中も三、四に分れて居り従つて共同墓地もトーシー墓とシルヒラシ墓と二段に區劃された模式的なものであるからである。

小さい腹になると人口も百に滿たず屬する門中も單一で墓地もたゞ一つしか有たずトーシー墓とシルヒラシ墓の區劃もない。現在糸満町には大小廿餘の腹がある。生粹の糸満人なら必ずその中の何れかの腹に屬してゐる。何れの腹にも屬しないといふことは恰も無籍者と罵られたと同様彼等にとつて最大の侮辱である。それは死んでも入るべき墓がないことを意味するからである。

圖解の備考に書いた通り死體ははじめ三つのシルヒラシ墓に交互に埋葬する。そして二、三後洗骨をしてから最後にトーシー墓に納める。故に腹を同じくする各門中の人たちは最後は必ずトーシー墓で一緒に仲良く眠ることになるわけである。但し例外がある。八十歳以上の長老と生前門中のために功勞のあつた人はその年齢の如何に拘らず同じ腹の他の門中の承認を得て直ちにトーシー墓に埋葬することになつてゐる。この權を認められることは無上の光榮である。又一門の體面を汚す素行不良の者や、毒を飲んだり、首を絞つたり等して變死したものは共同墓地に埋葬することを許さない。

共同の墓を有ち同一の始祖を有つといふ自然的な血縁關係で結ばれた團體ほど親しいものではなく、力強いものはない。宴會の席上などで屢々耳にするが「おい君！君も〇〇腹だらう。僕もそうだ、死ねば同じ墓に入るのだ、兄弟だよ、仲よくいから。」等と酒杯を取り交して居る情景は實に美しいものである。

各門中にはそれ／＼本家がある。その本家の戸主が門中で一番の權威者であることは言ふまでもないが其の外に門中から二人のペークーを選んで本家戸主の輔佐役として三人で門中の統制に當つてゐる。勿論重要な事項については門中長老の意見をきゝ時には門中總會を招集することもある。

腹全體に及ぶ問題例へば共同墓地の改修築等の如き問題に就いては各門中の右の三役が交渉に當り更に各門中の長老會議を開いて協議する。

一 門中内に止る事務は門中の經營費 (1) お酒代 (2) 煙で支出される。

お酒代といふのは門中の大小に多少の相違はあるが普通の場合十五、六歳以上六十歳迄の男女に年額約五十錢内外を四回に分納させる。

煙といふのは門中に屬する各戸から一年に約六十錢内外を徵集する。

經營費は毎月の本家祭祀及二、三、五、六、四回に行はれるお祭の費用に充てられる。

腹全體に互る事務は臨時費 (1) 「生」 (2) 賦役で支出される。

「生」といふのは一門に屬する六十歳迄の男女に賦課される。死後共同墓地に入るべきすべての人に頭割に課される。八重山に轉籍移住してゐるものでも、布哇に出稼に行つてゐるものからも徵集する習慣になつてゐる。

一人當の金額にはその時その時によつて差があるが然し臨時費と言つても毎年平均四、五錢程度で徵集して居る。

先年上ダムチ腹の宗本家（高嶺村字眞榮里所在）が衰微し相續人もなく家も荒れ果て、家系が絶えんとするを知つた糸満所在上ダムチ各門中は合議の上「生」一人に付六十五錢宛賦課して宗本家再興のため立派な家を建て相續人を選定した例

がある。

又幸地腹では墓地の増改築が行はれたがその時の「生」は一人につき九十五錢賦役（十五歳以上五十歳迄の男女の労働率）寄附金其の他を合して總費用實に一萬圓に達したとのことである。

共同墓地を有ち同一の始祖をもつたための費用は大體上述の方法で支出されるが、感心すべきことはどれ程日々の生活に困つて居るものでも又は如何に遠く外國へ出かけて居るものでも「題」「お洒代」「生」等を不納するものは絶対にない。

糸満人は「今や遠く海外に雄飛して太平洋に、大西洋に限りない大海原を舞臺として花々しい活動を續け；大きく云ふならば全世界の海岸線は恰も我が諸兄等に占領されて居る。其の海外雄飛率に於ては蓋し日本一否世界一と誇つても決してうぬぼれではない」と誇つて居る。然し彼等も「なる程粉骨碎身よく働いて富をあげて居るが黄金萬能主義、利己主義、野性根性のみで内的生活が無視されて居ることを反省しやうとする。」

私は糸満の裏通を歩いた。機織の音が靜に響いて居た。臺所口に布でしぼつた包物があつたがそれは彼等の唯一の贅澤食品なる豆腐であつた。或る家で道をきいたら全然言葉が通じなかつたが、次の家ではハツキリした標準語で道を教へて呉れた。少し病人風な聲であつた。植民者の歸休したものであつたかも知れぬ。

そこから私は役場と小學校を訪ひ、最後に案内されて彼等の奥津城なる共同の墓を見に行つたのであつた。

(4)尙沖縄縣の農業に就ては石橋幸雄「農業經營の諸問題」（昭和十三年）中の第十「沖縄農業の分析」を参照せらるべし、摘要すれば、沖縄人口の七割以上が農業で、農業は重要であるが、農家戸數約八萬に對し耕地面積約七萬町歩で其經營規模は甚だ小さく五反未満の農家が五割以上を占め、生産力は低く農家一戸當農産額は二五〇圓（昭和八年）位である。作物が甘藷と甘蔗に限らるゝ如く單純で、自給も、集約栽培による收益増進も未だ進んで居ない。生活は極めて貧弱である。生活苦と海島性の故に海外移民が多い。男子の數が少く、女子が働く。従前の土地共有制度が新しく解放せられたので自作農が多いが、急激に小作化する傾向がある。

何よりも農業經營の集約が必要である。

(丁)

（昭和十四年一月）